

神戸国際大学公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針

(目的)

第1条 この処分方針は、神戸国際大学公的研究費の運営及び管理に関する規程第11条に基づき、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この処分方針における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「公的研究費」とは、府省等の公的機関から配分される競争的資金等を中心とした研究費をいう。
- (2) 「取引停止」とは、物品購入、業務委託等における取引業者への選定の停止等をいう。

2 この処分方針の適用対象は、公的研究費の直接経費とする。

(措置)

第3条 最高管理責任者は、次の各号に定める不正取引に関与した業者に対し、取引停止の措置をとるものとする。

- (1) 物品購入、業務委託等に関する提出書類に虚偽の記載等が認められたとき。
- (2) 入札内訳書・見積書・契約書等に定められた金額・品質・数量等について不正な行為を行ったと認められたとき。
- (3) 本学教職員その他関係者に対する贈賄が発覚したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、業務において不正・不誠実な行為が認められたとき。

2 取引停止の期間は、不正行為の情状に応じ最高管理責任者が決定する。

(取引停止措置の通知)

第4条 最高管理責任者は、前条の規定により取引停止措置を行ったときは、当該業者に対し、書面により通知するものとする。

(所管事務)

第5条 この方針に定める事項に係る事務は、管理運営センターが担当する。

(改廃)

第6条 この規程を改廃しようとするときは、常務理事会の承認を得なければならない。

附 則

この方針は、平成28年4月1日から施行する。